

(仮称) 長崎市三重学校給食センター整備運営事業

募集要項

令和元年 8 月

(令和元年 9 月 30 日修正)

長崎市

目 次

| | | |
|------|---------------------------------|----|
| 第 1. | 募集要項等の位置づけ | 1 |
| 1. | 事業契約書（案） | 1 |
| 2. | 基本協定書（案） | 1 |
| 3. | 要求水準書（添付資料を含む） | 1 |
| 4. | 事業者選定基準 | 1 |
| 5. | 様式集 | 1 |
| 第 2. | 事業内容 | 2 |
| 1. | 事業名称 | 2 |
| 2. | 施設の管理者の名称 | 2 |
| 3. | 本事業の目的 | 2 |
| 4. | 本事業の基本理念 | 2 |
| 5. | 本事業の内容 | 2 |
| 6. | 本事業の対象範囲 | 3 |
| 7. | 事業者の収入 | 4 |
| 8. | 光熱水費の負担 | 4 |
| 9. | 事業スケジュール（予定） | 5 |
| 10. | 本市による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング | 5 |
| 第 3. | 応募者の備えるべき参加資格要件 | 5 |
| 1. | 応募者の構成等 | 5 |
| 2. | 業務実施企業の参加資格要件 | 6 |
| 3. | 参加資格要件の確認基準日 | 8 |
| 4. | 応募者の失格 | 8 |
| 第 4. | 募集及び選定スケジュール | 9 |
| 第 5. | 応募手続等 | 9 |
| 1. | 担当窓口 | 9 |
| 2. | 応募に関する手続 | 9 |
| 3. | 応募に関する留意事項 | 11 |
| 4. | 提案上限価格 | 12 |
| 第 6. | 提案審査に関する書類の審査 | 12 |
| 1. | （仮称）長崎市三重学校給食センター整備運営事業受注者選定審査会 | 12 |
| 2. | 審査方法 | 12 |
| 3. | 審査項目等 | 13 |
| 第 7. | 提案に関する条件 | 13 |
| 1. | 立地条件等 | 13 |
| 2. | 施設の設計、建設・工事監理、維持管理及び運営の提案に関する条件 | 14 |
| 3. | 業務の委託 | 14 |
| 4. | 資金計画・事業収支計画に関する条件 | 14 |
| 5. | 本市の費用負担 | 15 |
| 6. | サービスの対価 | 15 |
| 7. | 本市による事業の実施状況及びサービス水準の監視 | 15 |

| | | |
|--------------|---------------------------------|-----------|
| 8. | 土地の使用..... | 15 |
| 9. | 保険..... | 15 |
| 10. | 本市と事業者の責任分担..... | 15 |
| 11. | 財務書類の提出..... | 16 |
| 第 8. | 契約に関する事項..... | 16 |
| 1. | 特別目的会社（SPC）の設立等..... | 16 |
| 2. | 契約手続..... | 16 |
| 3. | 契約の枠組み..... | 16 |
| 4. | 契約金額..... | 17 |
| 5. | 契約保証金..... | 17 |
| 6. | 事業者の事業契約上の地位..... | 17 |
| 第 9. | 提出書類..... | 17 |
| 1. | 応募時の提出書類..... | 17 |
| 第 10. | その他..... | 18 |
| 1. | 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項..... | 18 |
| 2. | 応募の辞退..... | 19 |

第1. 募集要項等の位置づけ

この募集要項は、長崎市（以下「本市」という。）が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づき、特定事業として選定した（仮称）長崎市三重学校給食センター整備運営事業（以下「本事業」という。）を実施するに当たり、民間事業者を公募型プロポーザル方式により募集及び選定するために、公表するものである。

また、この募集要項は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、長崎市契約規則（昭和 39 年長崎市規則第 26 号）のほか、本市が発注する調達契約に関し、公募に参加しようとする者（以下「応募者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

募集要項に併せ公表する次の資料を含め、「募集要項等」と定義する。応募者は募集要項等の内容を踏まえ、公募に参加するものとする。

1 事業契約書（案）：

本事業の実施に係わる契約（以下「事業契約」という。）の内容を示すもの（（仮称）長崎市三重学校給食センター整備運営事業事業契約書（案）及び（仮称）長崎市三重学校給食センター整備運営事業事業契約約款（案）により構成され、事業契約約款（案）には、別紙も含まれる。）

2 基本協定書（案）：

事業契約の締結に向けて、本市と優先交渉権者との間の基本的な協約事項を示すもの

3 要求水準書（添付資料を含む。）：

本市が本事業の実施のために設立された特別目的会社（以下「事業者」という。）に要求する具体的な設計、建設、維持管理及び運営のサービス水準を示すもの

4 事業者選定基準：

応募者から提出された提案書を評価する基準を示すもの

5 様式集：

提案書の作成に使用する様式を示すもの

第2. 事業内容

1. 事業名称

(仮称) 長崎市三重学校給食センター整備運営事業

2. 施設の管理者の名称

長崎市長 田上 富久

3. 本事業の目的

本市では、市立の小中学校において完全給食を実施しているが、調理機器の設置の有無により献立内容に学校間で違いがあること、食物アレルギーへの対応が現行の給食室では困難であること、給食室の多くが老朽化していることなどから、今後の学校給食のあり方を検討する中で、学校給食施設を集約化し、新たな学校給食センター（以下「新学校給食センター」という。）を建設することとしている。

学校給食センターは、高度な衛生管理への配慮を行い、食物アレルギーを有する児童・生徒に対しても給食提供を行うなど、質的向上を図る一方で、維持管理及び運営経費について効率化を図る必要がある。

そこで、本事業は、新学校給食センターの整備・運営を検討するにあたり、PFI 法に基づき、施設の設計業務、建設・工事監理業務、維持管理業務及び運営業務を長期に、かつ、一体的に民間事業者へ委ね、安全でおいしい給食を提供するとともに、長期的な観点で施設の維持管理と運営のコストの縮減を目指すものとする。

4. 本事業の基本理念

本事業は、新たに一日あたり 8,000 食（アレルギー対応食 150 食／日を含む）の調理能力を有する新学校給食センターを整備するとともに、所定の事業期間内において施設の維持管理及び運営を行うもので、以下に示す基本理念を十分に踏まえ、本事業を実施するものとする。

- (1) 安全で安心な給食の安定的な提供
- (2) バリエーションに富んだ適温給食の提供
- (3) 食物アレルギーへの適切な対応
- (4) 郷土料理等の献立の採用と地産地消の推進
- (5) 学校・家庭・学校給食センターが連携した食育の推進
- (6) 環境対策を積極的に推進するとともに、近隣住宅等への影響に配慮
- (7) 高品質かつ効率的な施設整備と運営
- (8) 災害時における設備の活用

5. 本事業の内容

(1) 事業予定地

所在地：長崎県長崎市豊洋台 2 丁目 56 番地 260、261
敷地面積：約 7,700 m²

(2) 事業概要

8,000食/日（アレルギー対応食 150食/日を含む）の調理能力を有する新学校給食センターの設計・建設及び維持管理・運営を行う。

(3) 事業方式

本事業は、PFI法第14条第1項に基づき本市が事業者と締結するPFI事業に係る契約（以下「事業契約」という。）に従い、事業者が、新学校給食センターの設計・建設等の業務を行い、本市に所有権を移転した後、事業契約により作成された契約書（以下「事業契約書」という。）に定める事業期間中、維持管理及び運営業務を遂行する方式（BTO: Build Transfer Operate）により実施する。

(4) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和18年7月31日までとする。

6. 本事業の対象範囲

本事業の対象範囲は、次のとおりとする。

なお、具体的な業務の内容及びその他の詳細については、要求水準書において示す。

(1) 設計業務

- ア. 事前調査業務（必要に応じて、現況測量、地盤調査等）
- イ. 設計業務
- ウ. 電波障害調査業務
- エ. 本事業に伴う各種申請等の業務
- オ. その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(2) 建設・工事監理業務

- ア. 新学校給食センターの建設業務
- イ. 厨房機器等の調達及び設置業務
- ウ. 什器・備品等の設置業務
- エ. 食缶等の調達業務
- オ. 工事監理業務
- カ. 近隣対応・対策業務
- キ. 電波障害対策業務
- ク. 本事業に伴う各種申請等業務
- ケ. その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(3) 維持管理業務

- ア. 建築物保守管理業務
- イ. 建築設備・厨房機器等保守管理業務
- ウ. 什器・備品等保守管理業務
- エ. 食缶等の更新業務
- オ. 外構等維持管理業務
- カ. 環境衛生・清掃業務
- キ. 警備保安業務

- ク. 修繕業務（大規模修繕を除く）
- ケ. 本事業に伴う各種申請等業務
- コ. その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(4) 運営業務

- ア. 食材検収補助業務
- イ. 給食調理業務（アレルギー対応食を含む）
- ウ. 衛生管理業務
- エ. 給食配送・食器等回収業務
- オ. 配送校での給食配膳業務
- カ. 食器等洗浄・残渣処理等業務
- キ. 運営備品調達業務
- ク. 開業準備業務
- ケ. 献立作成支援業務
- コ. 食育支援業務
- サ. 広報支援業務
- シ. 本事業に伴う各種申請等業務
- ス. その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

※ 運営に関して本市が実施する主な業務は、以下のとおりとする。

- (ア) 調理食数の決定
- (イ) 献立の作成・栄養管理
- (ウ) 食材の調達
- (エ) 食材の検収（配送校への直接搬入品を除く）
- (オ) 検食
- (カ) 給食費の徴収管理
- (キ) 食器、食具（はし、スプーン及びフォーク）、トレイの調達・更新
- (ク) 配送校の変更等による調理食数の調整
- (ケ) 食育に関する指導
- (コ) 広報
- (サ) 衛生管理業務確認・指導

7. 事業者の収入

本市は、本事業において、事業者が提供するサービスに対し、事業契約書に定めるサービスの対価を、新学校給食センターの引き渡し後、事業期間終了時までの間、一時に又は定期的に支払う。サービスの対価は、設計及び建設工事等業務の対価、維持管理業務及び運営業務の対価からなる。

8. 光熱水費の負担

本事業の実施に係る光熱水費は、事業者が負担する。本事業は、環境負荷低減に寄与する事業とするため、光熱水費の削減を可能な限り図るよう業務を実施する。

9. 事業スケジュール（予定）

- ・事業契約の締結 令和2年3月中旬
 - ・事業期間 事業契約締結日～令和18年7月31日
 - ・設計・建設期間 事業契約締結日～令和3年11月30日
- ※事業者において、建築基準法第48条第3項ただし書きに基づく許可の手続が必要となる。許可申請や建築審査会の開催時期等については本市建築指導課に確認の上、各種申請手続等を事業スケジュールに支障がないように実施すること。
- ・開業準備期間 施設引渡し日～令和4年1月11日
 - ・運用開始日 令和4年1月12日
 - ・維持管理期間 施設引渡し日～令和18年7月31日
 - ・運営期間 運用開始日～令和18年7月31日

10. 本市による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング

(1)モニタリングの実施

本事業の目的を達成するために、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に示されたサービス水準を達成しているか否かを確認するため、本市でモニタリングを行う。

(2)モニタリングの時期

本市が行うモニタリングは、設計時、工事施工時、工事完成時、維持管理時及び運営時の各段階において実施する。

(3)モニタリングの方法

モニタリングは、本市が提示した方法に従って本市が実施する。事業者は、本市からの求めに応じて、モニタリングのために必要な資料等を提出するものとする。

(4)モニタリングの結果

モニタリングの結果は、本市から事業者に対して支払われるサービスの対価の算定等に反映され、要求水準書に示されたサービス水準を下回る場合には、改善勧告のほか、サービスの対価の支払の延期や減額、契約解除等の措置の対象となる。

第3. 応募者の備えるべき参加資格要件

1. 応募者の構成等

- (1) 応募者は、複数の企業で構成するグループ（以下「応募グループ」という。）で参加することとする。応募グループは、代表企業を定め、それ以外の企業は構成企業とする。
- (2) 代表企業又は構成企業が業務に当たらない場合には、当該業務を実施させる企業を協力企業として、参加表明書において明記すること。
- (3) 代表企業、構成企業又は協力企業のうち、1者以上は長崎市内に本店を有する者であること。
- (4) 応募者が、審査の結果、優先交渉権者として決定された場合は、代表企業及び構成企業の出資により特別目的会社（以下「SPC」という。）を仮契約締結時までに設立するものとする。なお、代表企業は、応募グループのうち、最も高い出資割合を負担するものとする。

2. 業務実施企業の参加資格要件

代表企業、構成企業及び協力企業のうち設計、建設、工事監理、維持管理及び運営の各業務を行う者（SPC からこれらの業務を受託する者を含む。）は、それぞれアからカまでの要件を全て満たさなければならない。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を行うことができる。

ただし、建設業務を行う者及びこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者は、工事監理業務を行うことはできない。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 以上の出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、一方の企業の役員（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 329 条第 1 項の規定による役員をいう。）が他方の企業の役員を兼ねている者をいう。

ア. 共通事項

代表企業、構成企業及び協力企業は、次の(ア)～(カ)までの要件を全て満たすこと。

- (ア) 長崎市契約規則第 2 条第 1 項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しない者及び同条第 2 項各号に該当しないと認められる者であること。
- (イ) 長崎市物品等競争入札参加者の資格審査及び選定要綱（昭和 63 年 12 月 1 日施行）第 11 条に規定する有資格者名簿又は長崎市建設工事等競争入札参加者の資格審査及び選定要綱（昭和 55 年 8 月 1 日施行）第 11 条に規定する有資格業者名簿に登録されている者であること。
- (ロ) 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成 7 年 11 月 7 日施行）及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成 24 年長崎市告示第 85 号）の規定による指名停止措置の期間中でない者であること。
- (ハ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者（建設工事に係る有資格業者にあつては、更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け、その審査を経て有資格業者として認定された者に限る。）を除く。）でないこと。
- (ニ) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。
- (ホ) 本事業に係る実施方針策定等支援業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。本事業に係る実施方針策定等支援業務に関与した者は、以下のとおりである。
 - a. 株式会社 建設技術研究所
 - b. シリウス総合法律事務所
- (ヘ) 代表企業、構成企業又は協力企業が、他の応募者又は他の応募者の協力企業として参加していない者であること。ただし、給食調理業務を実施する協力企業（長崎市内に本店又は入札・契約締結権限を委任されている支店等を有する者に限る。）として本事業に参画しようとする者は複数の応募者の協力企業となることができる。
- (ヘ) 代表企業、構成企業又は協力企業の代表者（契約の締結権限を有する受任者を含む。）が他の応募者又は他の応募者の協力企業の代表者として参加していない者であること。ただし、給食調理業務を実施する協力企業（長崎市内に本店又は入札・契約締結権限を委任されている支店等を有する者に限る。）の代表者として本事業に参画しようとする者は複数の応募者の協力企業の代表者となることができる。
- (コ) PFI 法第 9 条第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。

イ. 設計業務を行う者

設計業務を行う者は、以下に示す(ア)から(エ)までの要件を全て満たすこと。なお、設計業務を複数の設計企業で実施する場合は、(ア)及び(イ)の要件については、全ての企業がいずれにも該当し、(ウ)及び(エ)の要件は、少なくとも1者がいずれかの要件にも該当すること。

- (ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- (イ) 長崎市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (ウ) HACCPに対する相当の実績を有していること。
なお、「HACCPに対する相当の実績等を有していること」とは、HACCP認証取得施設、ISO22000認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等によりHACCPと同等の自主衛生管理を行っていることと認められた施設の設計実績若しくはドライシステムの学校給食施設の設計実績を有しているものを配置することをいう。
- (エ) 平成21年4月以降に着手した延べ面積2,000㎡以上の公共施設の設計実績（基本設計又は実施設計）を有していること。

ウ. 建設業務を行う者

建設業務を行う者は、以下に示す(ア)から(ウ)までの要件を全て満たすこと。なお、建設業務を複数の建設企業で実施する場合は、建築一式工事を担う者の中から建設業務の代表者（以下「建設代表者」という。）を定めること。建設代表者は、(ア)及び(ウ)の要件に該当し、かつ、(イ)のaの要件に該当すること。また、建設代表者以外の企業にあっては、(ア)の要件に該当し、かつ、それぞれの担当工事については、(イ)の要件に該当すること。

- (ア) 建設業法第3条第1項の規定による特定建設業の許可を受けた者であること。
- (イ) 長崎市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録されており、かつ、長崎市の制限付一般競争入札発注基準における総合数値が、参加資格要件の確認基準日において、それぞれ次に掲げる点数以上であること。
 - a. 建築一式工事 1,000点
 - b. 電気工事 840点
 - c. 管工事 825点
- (ウ) 平成21年4月以降に着手した延べ面積2,000㎡以上の公共施設の施工実績を有していること。

エ. 工事監理業務を行う者

工事監理業務を行う者は、以下に示す(ア)から(エ)までの要件を全て満たすこと。なお、工事監理業務を複数の工事監理企業で実施する場合は、(ア)及び(イ)の要件については、全ての企業がいずれにも該当し、(ウ)及び(エ)の要件は、少なくとも1者がいずれの要件にも該当すること。

- (ア) 建築士法第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- (イ) 長崎市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (ウ) 平成21年4月以降に着手した延べ面積2,000㎡以上の公共施設の工事監理実績を有していること。
- (エ) 平成21年4月以降に着手した公共施設の工事監理実績を有する一級建築士を工事監理者として配置し、工事監理を実施できること。

オ. 維持管理業務を行う者

維持管理業務を行う者は、以下に示す(ア)及び(イ)の要件を満たすこと。なお、維持管理業務を複数の維持管理企業で実施する場合は、(ア)の要件については、全ての企業が該当し、(イ)の要件は、少なくとも1者が該当すること。

(7) 長崎市物品等競争入札有資格者名簿に登録されていること。ただし、修繕業務については、長崎市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録がある者も可とする。

(4) 平成 21 年 4 月以降に学校給食施設の維持管理業務の実績を有していること。

カ. 運營業務を行う者

運營業務を行う者は、以下に示す(ア)から(ウ)までの要件を全て満たすこと。なお、運營業務を複数の運営企業で実施する場合は、給食調理業務を行う企業は、(ア)から(ウ)までの要件のいずれにも該当し、その他の業務を行う運営企業にあつては、少なくとも(ア)の要件に該当すること。

(7) 長崎市物品等競争入札有資格者名簿に登録されていること。

(4) HACCP に対する相当の実績等を有していること。

なお、「HACCP に対する相当の実績等を有していること」とは、HACCP 認証取得施設、ISO22000 認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により HACCP と同等の自主衛生管理を行っていると認められた施設の運営実績若しくはドライシステムの学校給食施設の運営実績を有していることをいう。

(ウ) 給食調理業務を行う者については、平成 21 年 4 月以降において、大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）が適用される 1 回 300 食以上の学校給食施設調理業務の実績を有していること。

3. 参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、参加表明書、資格審査書類を受け付けした日とする。

4. 応募者の失格

(1) 第 6 の 1 に記載の（仮称）長崎市三重学校給食センター整備運営事業受注者選定審査会の委員に、委員名の公表から執行機関等が対象を決定する日までの間、本事業に関して接触を試みた者は失格とする。

(2) 参加資格確認後、事業者の決定までの期間に応募者が参加資格を欠くような事態が生じた場合は失格とする。

第4. 募集及び選定スケジュール

民間事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

| 日 程 | スケジュール |
|---------------|------------------------------------|
| 令和元年 8 月 14 日 | 募集要項等の公表 |
| 令和元年 8 月 23 日 | 実施方針・募集要項等に関する説明会、事業予定地・配送校の見学会の開催 |
| 令和元年 8 月 27 日 | 募集要項等に関する第 1 回質問受付締切 |
| 令和元年 9 月上旬 | 募集要項等に関する第 1 回質問・回答の公表 |
| 令和元年 9 月 13 日 | 資格審査に関する書類の提出期限（参加表明書、資格審査申請書等） |
| 令和元年 9 月 17 日 | 募集要項等に関する第 2 回質問受付締切 |
| 令和元年 9 月下旬 | 資格審査の通知 |
| 令和元年 9 月下旬 | 募集要項等に関する第 2 回質問・回答の公表 |
| 令和元年 11 月 7 日 | 提案審査に関する書類の提出期限 |
| 令和元年 12 月上旬 | 提案審査及びヒアリング等 |
| 令和元年 12 月上旬 | 優先交渉権者の決定及び公表 |
| 令和 2 年 1 月上旬 | 基本協定の締結 |
| 令和 2 年 1 月下旬 | 仮契約の締結 |
| 令和 2 年 3 月中旬 | 長崎市議会の議決、事業契約の締結 |

第5. 応募手続等

1. 担当窓口

応募手続についての本市の担当窓口を次のとおり定める。また、各手続、連絡先、提出先等は、特に指定のない限り下記を窓口とする。

長崎市教育委員会 学校教育部 健康教育課

住 所：〒850-8685 長崎県長崎市桜町 2 番 22 号（長崎市役所本館 4 階）

電 話：095-829-1197

F A X：095-829-1298

E メール：kenkoukyouiku@city.nagasaki.lg.jp

本市ホームページアドレス：

<http://www.city.nagasaki.lg.jp/kosodate/520000/529002/p032484.html>

2. 応募に関する手続

(1) 募集要項等の公表

特定事業の選定を踏まえ、令和元年 8 月 14 日(水)に、募集要項等を本市ホームページで公表する。

(2) 募集要項等に関する説明会、事業予定地・配送校の見学会の開催

募集要項等に関する説明会、事業予定地・配送校の見学会を次のとおり開催する。

ア. 募集要項等に関する説明会

日時：令和元年 8 月 23 日（金）午前 9 時 30 分から午前 10 時 30 分まで（受付：午前 9 時から午前 9 時 30 分まで）

会場：長崎県長崎市桜町 2 番 22 号 長崎市役所本館 4 階教育委員会会議室

イ. 事業予定地の見学会

日時：令和元年 8 月 23 日（金）午前 10 時 45 分から正午まで（移動時間含む）
事業予定地：長崎県長崎市豊洋台 2 丁目 56 番地 260、261

ウ. 配送校の見学会

日時：令和元年 8 月 23 日（金）午後 1 時から午後 5 時まで（移動時間含む）
配送校：北陽小学校 長崎県長崎市滑石 4 丁目 4 番 8 号
滑石中学校 長崎県長崎市大園町 2 番 1 号
式見小学校 長崎県長崎市式見町 678 番地
小江原中学校 長崎県長崎市柿泊町 2316 番地

(3) 募集要項等に関する第 1 回質問及び意見・回答

募集要項等に関する質問及び意見を次のとおり受け付ける。

- ア. 受付期限：募集要項等公表の日から令和元年 8 月 27 日（火）正午まで
- イ. 受付方法：別紙 1-1「募集要項等に関する質問書」に記入の上、第 5 の 1 記載の担当窓口にて E メールにより提出し、受信確認の連絡を行うこと。
- ウ. 回答：令和元年 9 月上旬に本市ホームページで公表する予定である。

(4) 資格審査に関する書類（参加表明書等）の受付

応募者は、資格審査に関する書類（参加表明書等）を次の期限に提出すること。なお、受付期限に遅れた場合は、応募できない。

- ア. 受付期限：持参の場合は令和元年 9 月 13 日（金）正午まで。郵送の場合は令和元年 9 月 13 日（金）必着。
- イ. 提出場所：第 5 の 1 記載の担当窓口
- ウ. 提出方法：持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。また、封筒の表面に「(仮称)長崎市三重学校給食センター整備運営事業プロポーザル資格審査関係書類在中」と朱書きすること。）の方法により提出すること。
- エ. 提出書類：資格審査に関する書類（「第 9 提出書類」を参照）

(5) 募集要項等に関する第 2 回質問及び意見・回答

募集要項等に関する質問及び意見を次のとおり受け付ける。

- ア. 受付期限：第 1 回質問への回答の日から令和元年 9 月 17 日（火）正午まで
- イ. 受付方法：別紙 1-1「募集要項等に関する質問書」に記入の上、第 5 の 1 記載の担当窓口にて E メールにより提出し、受信確認の連絡を行うこと。
- ウ. 回答：令和元年 9 月下旬に本市ホームページで公表する予定である。

(6) 提案審査に関する書類の受付期間、場所及び方法

応募者は、提案審査に関する書類を下記の期限までに提出しなければならない。なお、受付期限に遅れた場合は、応募できない。

- ア. 受付期限：持参の場合は令和元年 11 月 7 日（木）正午まで。郵送の場合は令和元年 11 月 7 日（木）必着。
- イ. 提出場所：第 5 の 1 記載の担当窓口
- ウ. 提出方法：持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。また、封筒の表面に「(仮称)長崎市三重学校給食センター整備運営事業プロポーザル提案審査関係書類在中」と朱書きすること。）の方法により提出すること。
- エ. 提出書類：提案審査に関する書類（「第 9 提出書類」を参照）
- オ. 提出部数：提案審査に関する書類は正本 1 部及び副本 15 部を提出すること。

(7) ヒアリングの実施

本市は、応募者に対し、令和元年12月上旬に提案書の内容に関するヒアリング等を実施する。詳細については、該当者に別途通知する。

(8) 審査の手順

- ア. 提出された資格審査に関する書類及び提案審査に関する書類が全て揃っていることを確認する。揃っていない場合は失格とする。
- イ. 応募者の応募資格等が本市の要求を満たしていることを確認する。満たしていないと評価された場合は失格とする。
- ウ. 応募資格を満たしていると評価された応募者の提案審査に関する書類について事業者選定基準に従い、審査を行う。
- エ. 価格提案書に記載する提案金額は、消費税及び地方消費税相当額を除く金額を記載すること。提案金額が、本市の設定した提案上限価格を超えている場合は失格とする。
- オ. 募集要項等で示す要件を全て満たしている提案をした応募者の中から、別に公表する事業者選定基準に基づき、(仮称)長崎市三重学校給食センター整備運営事業受注者選定審査会による提案内容の審査と提案価格を総合的に評価し、最も優秀な提案を行った者を優先交渉権者として決定する。また、それに次ぐ提案を行った者を次点交渉権者として決定する。
- カ. 優先交渉権者及び次点交渉権者となった応募者の代表企業に対して、令和元年12月上旬に決定通知を行う。

3. 応募に関する留意事項

(1) 募集要項等の承諾

応募者は、提案審査に関する書類の提出をもって、募集要項等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

応募に伴う費用は、全て応募者の負担とする。

(3) 契約手続において使用する言語、通貨単位及び時刻

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(4) 著作権

提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、本市は提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった応募者の提案については、本市が民間事業者選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。

(5) 特許権等

提案の中で特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は、原則として応募者が負うものとする。

(6) 提出書類の取扱い

提出された応募書類については、変更及び返却はできない。

(7) 本市からの提示資料の取扱い

本市が提示する資料は、公募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(8) 公募の無効又は失格に関する事項

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- ア. 募集要項に示した応募者の備えるべき応募資格のない者の提出した応募書類
- イ. 事業名及び提案金額のない応募書類
- ウ. 応募者氏名及び押印のない又は判然としない応募書類
- エ. 事業名に誤りのある応募書類
- オ. 提案価格の記載が不明確な応募書類
- カ. 提案価格を訂正した応募書類
- キ. 1つの公募について同一の者からの2以上の応募書類
- ク. 応募書類の受付期限までに到達しなかった応募書類
- ケ. 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した応募書類
- コ. 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した応募書類
- サ. 提案上限価格を上回る価格を提示した応募書類
- シ. その他公募に関する条件に違反した応募書類

(9) 必要事項の通知

募集要項等に定めるもののほか、応募に当たっての留意点等、必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

4. 提案上限価格

9,094,305千円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)

第6. 提案審査に関する書類の審査

1. (仮称)長崎市三重学校給食センター整備運営事業受注者選定審査会

民間事業者の選定に当たり、学識経験者等で構成する(仮称)長崎市三重学校給食センター整備運営事業受注者選定審査会(以下「受注者選定審査会」という。)を本市に設置する。受注者選定審査会は、応募者から提出された提案の審査を行う。

2. 審査方法

審査は、事業者選定基準に従い資格審査と提案審査に分けて実施する。提案内容及び提案価格を総合的に評価し、最も優れた提案を行った者を選定した後、本市が優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

3. 審査項目等

審査項目は、以下のとおりとする。詳細は、事業者選定基準を参照すること。

| | |
|------|---|
| 資格審査 | 応募資格に関する審査 |
| 提案審査 | 事業計画の提案に関する審査 設計業務の提案に関する審査 建設・工事監理業務の提案に関する審査 維持管理業務等の提案に関する審査 運營業務の提案に関する審査 応募者独自の提案に関する審査 提案価格に関する審査 |

(1) 優先交渉権者及び次点交渉権者の決定

本市は、最優秀提案の選定結果を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。ただし、最優秀提案が複数ある時（総合評価点が同点の時）は、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者とする。

(2) 優先交渉権者決定通知及び審査結果の公表

優先交渉権者決定後、速やかに応募者の代表企業に対して通知するとともに、審査結果を公表する。

第7. 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は、次のとおりである。応募者は、これらの条件を踏まえて、応募書類を作成するものとする。なお、応募者の提案が要求水準書に示す要件を満たしていない場合は失格とする。

1. 立地条件等

新学校給食センター事業予定地

新学校給食センターが立地する事業予定地の前提条件は、次のとおりである。

| | |
|-------|---|
| 建設計画地 | 長崎県長崎市豊洋台2丁目56番地260、261 |
| 敷地面積 | 約7,700 m ² |
| 地域地区等 | <ul style="list-style-type: none"> i) 用途地域：第一種中高層住居専用地域（建蔽率60%、容積率150%） ※事業者において、建築基準法第48条第3項ただし書きに基づく許可を受ける必要がある。 ii) 防火地域・準防火地域の指定なし 建築基準法第22条に基づく指定区域 iii) 建築基準法第56条の2に基づく日影による高さ制限は、同法別表第4-2(に)(2)による。 iv) 事業予定地は、「サンコート豊洋台地区計画」が定められている。地区の細区分は定められていないため、用途地域以外に特に用途制限はないが、地区整備計画に適合している旨の届出を、建設工事の着工の1か月前（建築確認申請の前）までに、本市都市計画課へ提出する必要がある。 v) 長崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例第4条ただし書きに規定する許可は必要ない。 |

| | |
|------|--|
| 接道道路 | 南側道路（幅員約 6m） |
| 給排水 | <p>上水については、開発行為の同意書に基づき、開発負担金について本市上下水道局事業管理課と協議が必要である。給水設備については、南側道路の配水本管（φ 150）より引き込むこと。また、配水本管（φ 150）より敷地内まで引き込む整備工事（加入金等を含む）は事業者で行うこと。上水接続計画については事業者の提案とするが、受水槽を設置すること。</p> <p>汚水については、下水道事業計画区域に含まれるが、汚水管が当該地前面道路に布設されていないため、本市にて汚水管の延伸を行う。汚水管の延伸の概要については、本市上下水道局事業管理課と協議を行うこと。</p> <p>また、雨水は下水道事業計画区域外であり、雨水を道路側溝に排水する場合は、別途道路管理者と協議を行うこと。</p> |
| 都市ガス | 西部ガスにより事業予定地の南側道路まで敷設予定である。 |
| その他 | <p>周辺道路との高低差があるため、進入路を整備するための造成工事が必要である。また、事業予定地への進入は、南側道路からとする。</p> <p>事業予定地内への進入路の整備に際して、1m 以上の切り土を行う場合、敷地面積の 20%以上又は 1,000 m²以上であれば、開発行為に該当するため、開発許可が必要である。また、開発許可に該当しない場合でも、擁壁の築造については、進入路着工前に工作物の建築確認申請が必要である。</p> |

2. 施設の設計、建設・工事監理、維持管理及び運営の提案に関する条件

施設の設計、建設・工事監理、維持管理及び運営の提案に関する条件は、第 2 の 3 事業の対象範囲で示す事業者の事業範囲及び要求水準書に示すとおりとする。応募者は、これらの条件を踏まえた上で、応募書類を作成するものとする。

3. 業務の委託

事業者は、事前に本市の承諾を得た場合を除き、代表企業、構成企業及び協力企業以外の者に設計、建設・工事監理、維持管理及び運営業務の全部又は一部を委託又は請け負わせることはできない。また、事前に本市の承諾を得ることなく委託又は請負先を変更することはできない。本市は、事業者が承諾を求めた場合、承諾を拒む合理的理由がない限り、これらの承諾を速やかに与えるものとする。なお、業務の委託又は請負は全て事業者の責任で行うものとし、事業者又はその受託者が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、全て事業者に帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

4. 資金計画・事業収支計画に関する条件

- (1) 食数は 8,000 食/日（アレルギー対応食 150 食/日を含む）とし、事業契約書（案）別紙 5 第 2 項に基づいて、固定費及び変動費を算出すること。事業期間中は提供対象施設を調整する等により 8,000 食を維持する。
- (2) 割賦金利の算出に当たっては、元利均等払いを前提とする支払金利によって算出し、割賦手数料は基準金利と応募者の提案による利鞘（スプレッド）の合計とする。提案提出時に使用する基準金利を 0.365%とする。
- (3) 提案提出時の資金調達計画書・資金収支計画書作成に当たり、新学校給食センターの設計及び建設工事等業務に係る一時支払金は、国庫補助金（学校施設環境改善交付金）

及び地方債をもって充てる予定であり、その計算式は次のとおりとする。なお、提案書には、消費税及び地方消費税相当額（消費税率：10%）を除いた金額を記載すること。税抜き金額の端数処理方法については、小数点以下切り捨てとする。

一時支払金（消費税及び地方消費税相当額含む）＝(ア)＋(イ)＋(ウ)

「(ア)：学校施設環境改善交付金相当額 274,935,000 円」

「(イ)：学校施設環境改善交付金対象経費分地方債相当額 475,200,000 円（ただし、十
万円未満切り捨て）」

「(ウ)：その他地方債相当額（事業契約書（案）別紙 4 表 2 の「ア施設費」のうち建設
工事費（厨房機器等の調達及び設置費・外構工事費を含み、什器・備品等の設置費、
食缶等の調達費は除く。）及びこれらに賦課される消費税及び地方消費税相当額－(エ)
×75%（ただし、十万円未満切り捨て）」

「(エ)：学校施設環境改善交付金対象経費相当額 803,191,800 円」

なお、当該交付金相当額は、平成 30 年度の交付金基準額をもとに算定した数値であ
り、実際の支払額は令和 3 年度の基準額により算定した数字とする。

5. 本市の費用負担

大規模修繕費の費用については、本市が費用負担するものとする。

6. サービスの対価

事業契約書(案)別紙 4 及び別紙 5 に基づく。

7. 本市による事業の実施状況及びサービス水準の監視

事業契約書(案)別紙 2 に基づく。

8. 土地の使用

本事業の事業用地は本市の市有地であり、事業者は、工事着手予定日から本施設等の引渡し日
までの期間、建設工事等の遂行に必要な範囲で、本市が所有する事業用地を無償で使用すること
ができる。

9. 保険

事業契約書(案)別紙 3 に基づく。

10. 本市と事業者の責任分担

(1) 責任分担に関する基本的考え方

本事業は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を
目指している。事業者の担当する業務については、事業者が責任をもって遂行し、各業務の履
行に伴い発生するリスクについては、自らが責任をもって対応し、リスク発生による影響に
ついては自らの負担で対応するものとする。ただし、本市が負うべき合理的理由があるリス
クについては、本市が責任の一部又は全部を負うこととする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

本市と事業者の基本的なリスク分担の考え方は、事業契約書(案)に示すとおりであり、応募者は、負担すべきリスクを想定した上で提案を行うこと。

11. 財務書類の提出

事業者は、維持管理及び運營業務期間中、毎事業年度の財務書類を作成し、毎会計年度の最終日から起算して3箇月以内に、公認会計士又は監査能力のある第三者の会計監査を受けた上で、監査済財務書類の写しを本市に提出し、本市に監査報告を行うこと。また、市は当該財務書類を公開できるものとする。

第8. 契約に関する事項

1. SPCの設立等

応募者が、本事業の優先交渉権者に選定された場合、会社法に定める株式会社として本事業の実施のために代表企業及び構成企業の出資によりSPCを長崎市内に設立することとする。なお事業用地内に設立することは不可とする。

SPCの株式については、事前に書面により本市の承諾を得た場合、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことができる。

2. 契約手続

(1) 契約の条件

優先交渉権者と本市は、事業契約の締結に関する基本協定書について速やかに合意するとともに、SPC設立後、速やかに仮契約の締結を行う。また、PFI法第9条及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年長崎市条例第12号）第2条の規定により、長崎市議会で議決された時に本契約になるものとする。

(2) 契約の解除

優先交渉権者決定後、本事業契約に係る議案の議決があるまでの間に、当該優先交渉権者が第3の応募者の備えるべき参加資格要件に示すいずれかの要件を満たさなくなったときは、当該仮契約を締結しないことがあり、仮契約を締結しているときはこれを解除することができる。

3. 契約の枠組み

(1) 対象者

SPC

(2) 契約締結時期及び事業期間

仮契約 令和2年1月下旬

長崎市議会の議決 令和2年3月中旬

事業期間は、事業契約締結日から令和18年7月31日までとする。

(3) 事業契約の概要

事業者が本市を相手方として締結する事業契約は、事業契約書(案)によるものとし事業契約書(案)の内容は、誤字脱字等の軽微なもの以外は変更しない。

事業契約は、本市の提示内容、事業者の提案内容及び事業契約書に基づき締結するものであり、事業者が遂行すべき施設整備、維持管理及び運営業務に関する業務内容、リスク分担、金額、支払方法等を定める。

4. 契約金額

契約金額は、優先交渉権者の提案価格に、当該提案価格中の消費税等課税対象額に係る消費税及び地方消費税相当額を加えた金額とする。

5. 契約保証金

事業契約書(案)第 34 条及び第 56 条に基づくものとする。

6. 事業者の事業契約上の地位

本市の事前の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務を第三者に譲渡又は担保に供するその他の方法により処分してはならない。株式、新株予約権付社債を新たに発行しようとする場合も、同様とする。

なお、応募者等が保有する SPC の株式については、本市の事前の書面による承諾がある場合、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことができる。

第9. 提出書類

1. 応募時の提出書類

応募時に提出する書類は、次表のとおりとする。詳細は、様式集（資格審査・提案審査）及び様式集（提案審査に関する書類）作成要領を参照のこと。

(1) 資格審査に関する書類

| ① 資格審査に関する書類 | |
|---|-----------|
| ・ 公募型プロポーザル参加表明書 | (様式 1-1) |
| ・ 資格審査申請書 | (様式 1-2) |
| ・ 設計業務を行う者の資格等要件に関する書類 | (様式 1-3) |
| ・ 建設業務を行う者の資格等要件に関する書類 | (様式 1-4) |
| ・ 工事監理業務を行う者の資格等要件に関する書類 | (様式 1-5) |
| ・ 維持管理業務を行う者の資格等要件に関する書類 | (様式 1-6) |
| ・ 運営業務を行う者の資格等要件に関する書類 | (様式 1-7) |
| ・ 応募グループ、協力企業の構成表及び役割分担表 | (様式 1-8) |
| ・ 委任状（構成企業→代表企業） | (様式 1-9) |
| ・ 委任状（代表企業用） | (様式 1-10) |
| ・ 事業実施体制 | (様式 1-11) |
| ・ 会社概要書（代表企業、構成企業及び協力企業の全企業） | (書式自由) |
| ・ 定款（代表企業、構成企業及び協力企業の全企業） | (書式自由) |
| ・ 決算報告書（代表企業、構成企業及び協力企業の全企業、直近 3 箇年） | (書式自由) |
| ・ 登記簿謄本（代表企業、構成企業及び協力企業の全企業、直近の履歴事項全部証明書原本） | (書式自由) |

| | |
|-----------------------------------|----------|
| ・納税証明書（代表企業、構成企業及び協力企業の全企業、直近3箇年） | （書式自由） |
| ② その他 | |
| ・辞退届 | （様式 2-1） |
| ・構成企業又は協力企業に係る変更承諾願 | （様式 2-2） |

(2) 提案審査に関する書類

| | |
|---------------------|-------------|
| ① 提案審査に関する書類 | |
| ・提案審査書類提出書 | （様式 A-1） |
| ・応募グループ、協力企業の構成表 | （様式 A-2） |
| ・価格提案書 | （様式 A-3） |
| ・価格提案内訳書（別表含む） | （様式 A-4） |
| ・要求水準書及び添付書類に関する確認書 | （様式 A-5） |
| ② 提案書 | |
| ・事業計画全般に関する事項 | （様式 B-1～4） |
| ・設計業務に関する事項 | （様式 C-1～3） |
| ・建設・工事監理業務等に関する事項 | （様式 D-1～3） |
| ・維持管理業務に関する事項 | （様式 E-1～7） |
| ・運營業務に関する事項 | （様式 F-1～9） |
| ・応募者独自の提案に関する事項 | （様式 G-1～2） |
| ・計画図面等提案書類 | （様式 H-1～17） |
| ・事業収支等提案書類 | （様式 I-1～2） |
| ・提案価格等提案書類 | （様式 J-1～3） |
| ・事業全体スケジュール | （様式 K-1） |
| ③ 基礎審査項目チェックシート | （様式 L-1） |

第10. その他

1. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、本事業の履行が困難となった場合には、次の措置をとることとし、詳細については事業契約書に定める。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- ア. 事業者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合、本市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出と実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、本市は、事業契約を解除することができる。
- イ. 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、本事業の継続が困難と合理的に認められる場合、本市は、事業契約を解除することができる。
- ウ. 前各号により事業契約が解除された場合、事業者は、本市に生じた損害を賠償しなければならない。

(2) 本市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- ア. 本市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができる。
- イ. 前号により事業契約が解除された場合、本市は、事業者が生じた損害を賠償しなければならない。

(3) 本市及び事業者の責めに帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他本市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合、本市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。

一定の期間内に協議が整わないときは、本市が協議の内容を踏まえ、本事業の継続の可否を決定することとし、本市は事前に事業者へ通知することにより、事業契約を解除することができる。

2. 応募の辞退

本事業の応募を辞退する者は、令和元年 12 月上旬に予定するヒアリングの実施前までに辞退届（様式 2-1）を第 5 の 1 の担当窓口へ持参又は郵送により提出すること。なお、ヒアリングの実施後の辞退は認めないものとする。